答 申 第 2 4 8 号 平成18年10月18日

千葉県知事 堂本 暁子 様

千葉県情報公開審査会 委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について(答申)

平成18年1月27日付け保指第915号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

平成17年11月19日付けで異議申立人から提起された、平成17年11月17日付け保指第694号の行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

1 審査会の結論

千葉県知事(以下「実施機関」という。)の決定は妥当である。

- 2 異議申立人の主張要旨
 - (1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、平成17年11月17日付け保指第694号で行った行政文 書不開示決定(以下「本件決定」という。)の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- ア 行政文書の特定に際して、勝手に対象を限定し不存在を理由に開示しないイヤガ ラセを受け、異議申立てや再度の開示請求をさせられている。
- イ 異議申立てをしてから10ヶ月以上経過して諮問したり、文書名を他13件から 全部を特定した訂正をしたり、開示日を特定しながら未だに開示されていないのは、 開示手続きに違法がある。
- ウ 安房郡鋸南町は、国民健康保険法の調整交付金のうち特別総合保健施設分500万円の不正受給を行っている。安房郡鋸南町は、国からの通知で「(国保の)保険者が自ら介護保険法に定める居宅サービス事業者の指定を受けていること」が条件とされているにもかかわらず、その事業を国保会計ではなく、一般会計で実施していた。本来、国保会計で会計処理していれば、その事業の黒字は国保料の引下げの財源に使えるものを、国保料を高くして賦課徴収していたことになる。

保険指導課は、交付金の交付条件を知りながら、鋸南町が介護保険法の事業の会計処理を一般会計で処理するのは違法ではないと補助金適正化法違反を隠していた。

エ 鋸南町の平成16年度一般会計決算の単年度収支は、1,895万円の赤字であった。本来、国保会計で処理すべき介護保険法の通所介護事業の黒字が、一般会計の赤字の穴埋めの一部に使われたために、鋸南町の国保被保険者は、高い国保料を支払わされている。ちなみに、平成16年度の鋸南町国保会計は保険料が8千万円もあり、単年度収支は319万円の黒字であったことからも、鋸南町の国保の被保険者は不利益を被っている。

県保険指導課は無責任な対応をし、問題の先送りをするため、開示手続きの違法 を公然と行っている。対象文書は存在する。

3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件行政文書の不開示決定について

開示請求書には「(保指分)」との記載があったので、保険指導課が取得又は作成し保管している行政文書のうち、同課介護保険室の行政文書開示決定手続きに限り千葉 県情報公開条例違反が許される根拠を記した文書を請求しているものと判断し、該当 する文書を調査したが、対象となる文書は存在しなかった。

なお、念のため、同課介護保険室が作成した行政文書開示決定手続きに関する行政 文書のうち、千葉県情報公開条例に違反した手続きが行われていることを記した文書 についても調査したが、対象となる文書は存在しなかった。

(2) 本件異議申立ての理由に対する意見

異議申立人は、行政文書の特定に際して勝手に対象を限定し、不存在を理由として 故意に開示をしていない行政手続きは違法であるとしているが、異議申立人が主張す る事実はなく、違法な行政文書開示手続きはしていないので、該当する文書は存在し ない。

4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明をもとに審査した結果、以下のように判断する。

(1) 本件請求及び本件決定について

異議申立人は、実施機関に対し、平成17年10月18日付けで「県保険指導課介 護保険室が担当の行政文書開示決定手続きだけが、千葉県情報公開条例違反を許され ている根拠についてわかる書類」の行政文書開示請求(以下「本件請求」という。)を 行った。

これに対し、実施機関は、開示請求書に「(保指分)」との記載があったので、保険 指導課が取得又は作成し保管している行政文書のうち、同課介護保険室の行政文書開 示決定手続きに限り千葉県情報公開条例違反が許される根拠を記した文書を請求して いるものと判断し、本件請求に係る行政文書を調査したが、当該文書を保有していな いため、本件決定を行った。

(2) 本件請求に係る行政文書の不存在について

実施機関は、本件請求に係る行政文書を保有していないと説明するので、以下検討する。

- ア 異議申立人の主張と併せて考慮すると、本件請求の趣旨を満たす文書は、保険指導課が取得又は作成し保管している行政文書のうち、保険指導課介護保険室が担当する行政文書開示決定手続きに限り、千葉県情報公開条例に違反してもよいという定め、あるいは、根拠を記載した行政文書であると思われる。
- イ しかしながら、条例は、地方公共団体の議会の議決を経て制定されるものであり、実施機関は、条例で定めた内容に従って、事務の執行にあたっているのであるから、そもそも情報公開条例に違反してもよいという定めを作成又は保有するはずがなく、保険指導課介護保険室の行政文書開示決定手続きだけが、千葉県情報公開条例違反を許される根拠を記した行政文書は存在しないとする実施機関の

説明に不合理な点は見当たらない。

よって、本件請求に係る行政文書は存在しないと判断する。

ウ なお、異議申立人は、異議申立書で様々な主張をしているが、当審査会の判断 に影響がある主張ではないため考慮しない。

(3) 結 論

以上のとおり、実施機関が行った本件決定は妥当である。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容		
18. 1.27	諮問書の受理		
18. 3.30	実施機関の理由説明書の受理		
18. 9.26	審議		

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

	氏	名		職業等	備考
大	田	洋	介	城西国際大学非常勤講師	部会長
大	友	道	明	弁護士	
瀧	上	信	光	千葉商科大学政策情報学部長	部会長職務代理者
横	Щ	清	美	環境パートナーシップちばアドバイザー	

(五十音順:平成18年9月26日現在)